

平成 25 年 5 月

第 23 回尼崎市議会定例会議案

目 次

< 予算 >

議案第 8 0 号 平成 2 5 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号）

< 条例 >

議案第 8 1 号 尼崎市職員退隠料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料条例特別取扱条例及び昭和 4 2 年度以後における退隠料及び遺族扶助料年額の改定に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 2 号 尼崎市職員の厚生制度に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 3 号 尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 4 号 尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 5 号 尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 6 号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

議案第 8 7 号 尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 8 号 尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

議案第 8 9 号 尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

< その他 >

議案第 9 0 号 物件の買入れについて（30m はしご付消防自動車）

議案第 9 1 号 市道路線の一部廃止について

予 算

議案第 80 号

平成 25 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 25 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,002,781 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 197,630,162 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の廃止は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 4 条 市債の変更は、「第 4 表市債補正」による。

平成 25 年 5 月 15 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
35 使用料及び 手数料		6,118,299	1,743	6,120,042
	05 使用料	5,714,349	1,743	5,716,092
45 県支出金		8,864,041	24,394	8,888,435
	10 県補助金	2,142,254	24,394	2,166,648
60 繰入金		5,710,890	21,927	5,732,817
	10 基金繰入金	3,502,325	21,927	3,524,252
70 諸収入		8,164,931	286,617	8,451,548
	30 雑入	5,149,814	286,617	5,436,431
75 市債		28,840,400	668,100	29,508,500
	05 市債	28,840,400	668,100	29,508,500
歳入合計		196,627,381	1,002,781	197,630,162

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		11,821,291	2,500	11,823,791
	05 総務管理費	9,493,051	2,500	9,495,551
15 民生費		89,289,016	26,211	89,315,227
	10 児童福祉費	22,297,835	26,211	22,324,046
25 労働費		196,755	9,881	206,636
	10 労働諸費	196,755	9,881	206,636
35 商工費		3,114,781	11,888	3,126,669
	05 商工費	3,114,781	11,888	3,126,669
45 消防費		4,792,781	952,301	5,745,082
	05 消防費	4,792,781	952,301	5,745,082
歳出合計		196,627,381	1,002,781	197,630,162

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

追 加

款	項	事業名	金額
45 消 防 費	05 消 防 費	消防救急無線デジタル化事業	798,237

第3表 債務負担行為補正

(単位 千円)

廃 止

事 項	期 間	限 度 額
消防救急無線デジタル化事業	平成26年度	952,301

第4表 市債補正

(単位 千円)

変 更

起債の目的	補正前	補正後
消防施設整備事業費	限度額 422,200	限度額 1,090,300

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

35 使用料及び手数料

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
35 款 使用料及び手数料	6,118,299	1,743	6,120,042			
05 項 使 用 料	5,714,349	1,743	5,716,092			
25 目 労働使用料	526	1,743	2,269	しごと支援 施設使用料	1,743	○ (経済環境局) 旧労働福祉会館の一部施設の暫定利用に伴 う補正 1,743

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	8,864,041	24,394	8,888,435			
10 項 県補助金	2,142,254	24,394	2,166,648			
15 目 民生費補助金	1,998,954	12,506	2,011,460	こども医療 費補助金	12,506	○ (健康福祉局) 医療費 1/2 11,691 事務費 1/2 815 中学1年生から3年生までのこどもに対す る通院医療費の一部助成の実施に伴う補正
35 目 商工費補助金	-	11,888	11,888	消費者行政 活性化事業 費補助金	11,888	○ (総務局) 補助率 10/10 11,888 消費者行政活性化事業の実施に伴う補正

議80-8

歳 入
60 繰入金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
60 款 繰入金	5,710,890	21,927	5,732,817			
10 項 基金繰入金	3,502,325	21,927	3,524,252			
05 目 財政調整基金繰入金	1,046,200	21,927	1,068,127	財政調整基 金繰入金	21,927	○ (企画財政局) 補正財源として財政調整基金繰入金を補正 21,927

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	8,164,931	286,617	8,451,548			
30 項 雑 入	5,149,814	286,617	5,436,431			
20 目 雑 入	5,149,811	286,617	5,436,428	消防救急無線デジタル 化事業負担 収入	284,117	○ (消防局) 消防救急無線のデジタル化に伴う補正 284,117
				コミュニテ ィ助成事業 収入	2,500	○ (市民協働局) コミュニティ助成事業の実施に伴う補正 2,500

議80-10

歳 入

75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	28,840,400	668,100	29,508,500			
05 項 市 債	28,840,400	668,100	29,508,500			
45 目 消 防 債	447,200	668,100	1,115,300	消防施設整備事業債	668,100	○ (消防局) 消防救急無線のデジタル化に伴う補正 668,100

歳 出

10 総務費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
10 款 総 務 費	11,821,291	2,500	11,823,791	特定財源 2,500 一般財源 0			
05 項 総務管理費	9,493,051	2,500	9,495,551	特定財源 2,500 一般財源 0			
61 目 市民活動推 進費	27,797	2,500	30,297	その他 2,500	19 負担金、補 助及び交付 金	2,500	○ コミュニティ活動推進事業費（市民協働局） コミュニティ助成事業の実施に伴う補正 2,500

歳 出

25 労働費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
25 款 労働費	196,755	9,881	206,636	特定財源 0 一般財源 9,881			
10 項 労働諸費	196,755	9,881	206,636	特定財源 0 一般財源 9,881			
05 目 労 政 費	196,755	9,881	206,636	一般財源 9,881	11 需 用 費	2,427	○ しごと支援施設維持管理事業費（経済環境局） 旧労働福祉会館の一部施設の暫定利用に伴う 補正
					13 委 託 料	6,104	
					15 工事請負費	1,200	
					18 備品購入費	150	

歳 出

45 消防費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明	
					区 分	金 額		
45 款 消 防 費	4,792,781	952,301	5,745,082	特定財源 952,217 一般財源 84				
05 項 消 防 費	4,792,781	952,301	5,745,082	特定財源 952,217 一般財源 84				
15 目 消 防 施 設 費	501,792	952,301	1,454,093	市 債 668,100 その他 284,117 一般財源 84	11 需 用 費	126	○ 消防救急無線デジタル化事業費 (消防局) 消防救急無線のデジタル化に伴う補正	952,301
					13 委 託 料	61,950		
					15 工 事 請 負 費	148,688		
					18 備 品 購 入 費	741,537		

2 繰越明許費明細書

(単位 千円)

追 加

款	項	目	事業名	金額	繰越理由
45 消 防 費	05 消 防 費	15 消 防 施 設 費	消防救急無線デジタル化事業	798,237	デジタル化対応機器の購入等にあたり、年度内の完了が見込めないため

3 債務負担行為で平成26年度以降にわたるものについての平成24年度末までの支出額又は支出額の見込み及び平成25年度以降の支出
 予定額等に関する調書

(単位 千円)

廃止

事 項	限 度 額	平成24年度末までの 支 出 (見 込) 額		平成25年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			摘 要	
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源		一般財源		
						国県支出金	市 債			その他
消防救急無線デジタル化事業	952,301			平成26年度まで	952,301		668,100	284,117	84	

4 市債の平成23年度末における現在高並びに平成24年度末及び平成25年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	平成23年度末現在高	平成24年度末 現在高見込額	平成25年度中増減見込み		平成25年度末 現在高見込額
			平成25年度中 起債見込額	平成25年度中 元金償還見込額	
普通債	165,508,654	159,323,335	23,277,800	16,140,594	166,460,541
土 木	68,949,463	65,315,555	3,103,900	6,695,940	61,723,515
教 育	29,712,434	31,796,393	16,541,400	2,712,004	45,625,789
市 営 住 宅	24,111,177	22,001,635	614,100	2,386,996	20,228,739
住 宅 資 金 貸 付	88,452	57,036	-	14,953	42,083
総 務	135,802	150,363	95,800	7,729	238,434
民 生	5,674,822	6,115,064	1,635,900	608,296	7,142,668
衛 生	27,177,169	24,812,881	688,000	2,868,313	22,632,568
労 働	2,600	2,200	-	400	1,800
商 工	581,792	464,943	43,300	163,779	344,464
消 防	2,222,535	2,214,261	555,400	265,235	2,504,426
準 公 営 企 業	35,950	-	-	-	-
企業会計等出資金	6,816,458	6,393,004	-	416,949	5,976,055
災 害 復 旧 債	88,180	7,658	-	2,677	4,981
公 立 学 校 施 設	192	129	-	64	65
社 会 教 育 施 設	690	462	-	230	232
その他公共施設等	87,298	7,067	-	2,383	4,684
そ の 他	80,040,086	86,120,217	12,998,900	6,277,839	92,841,278
減 税 補 て ん 債	8,528,690	6,991,946	-	1,553,611	5,438,335
臨 時 税 収 補 て ん 債	1,271,392	1,069,894	-	205,548	864,346
臨 時 財 政 対 策 債	50,606,977	57,925,634	12,098,900	3,388,922	66,635,612
退 職 手 当 債	14,457,322	15,112,328	900,000	843,488	15,168,840
減 収 補 て ん 債	5,175,705	5,020,415	-	286,270	4,734,145
合 計	245,636,920	245,451,210	36,276,700	22,421,110	259,306,800

条 例

議案第 8 1 号

尼崎市職員退隠料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料条例特別取扱条例及び昭和 4 2 年度以後における退隠料及び遺族扶助料年額の改定に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員退隠料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料条例特別取扱条例及び昭和 4 2 年度以後における退隠料及び遺族扶助料年額の改定に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 5 月 1 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員退隠料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料条例特別取扱条例及び昭和 4 2 年度以後における退隠料及び遺族扶助料年額の改定に関する条例の一部を改正する条例

(尼崎市職員退隠料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料条例特別取扱条例の一部改正)

第 1 条 尼崎市職員退隠料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料条例特別取扱条例 (昭和 2 4 年尼崎市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出しを「 (遺族扶助料の年額) 」に改め、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「扶助料」を「遺族扶助料」に改める。

第 7 条の 2 の前の見出し中「扶助料」を「遺族扶助料」に改め、同条第 1 項中「扶助料」を「遺族扶助料」に、「あって、その妻が」を「あり、かつ、」に、「場合には」を「場合は」に、「掲げる」を「定める」に改め、同項第 1 号中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、「重度障害」を「、重度障害」に改め、同項第 3 号中「 1 5 2 , 8 0 0 円」の次に「 (その額が恩給法等の一部を改正する法律 (昭和 5 1 年法律第 5 1 号。以下「昭和 5 1 年改正法」という。) 附則第 1 4 条第 1 項第 3 号に規定する厚生年金加算額に満たないときは、 1 5 2 , 8 0 0 円に同号に規定する政令で定める額を加えて得た額) 」を加え、同条第 2 項中「扶助料」を「遺族扶助料」に改める。

第7条の3第1項中「扶助料」を「遺族扶助料」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「恩給法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号。以下この条において「法」という。）」を「昭和51年改正法」に改め、同項ただし書中「法」を「昭和51年改正法」に改め、同条第2項中「の場合」を「に規定する場合」に、「当該扶助料」を「当該遺族扶助料」に、「に規定する政令」を「の政令」に、「から当該扶助料」を「から当該遺族扶助料」に改める。

第8条の2中「に規定する」を「の規定による」に、「扶助料」を「遺族扶助料」に、「扶助料に」を「遺族扶助料に」に、「次に」を「次の各号に」に改める。

第10条中「扶助料」を「遺族扶助料」に改める。

第11条の4を次のように改める。

（退隠料の年額の特例）

第11条の4 平成12年4月分以降の退隠料の年額が1,132,700円に満たないときは、その額をもって退隠料の年額とする。

第11条の4の次に次の見出し及び2条を加える。

（遺族扶助料の年額の特例）

第11条の5 遺族扶助料の年額が792,000円に調整改定率（恩給法第65条第2項に規定する調整改定率をいう。）を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。以下「遺族扶助料最低保障額」という。）に満たないときは、遺族扶助料最低保障額をもって遺族扶助料の年額とする。

第11条の6 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第1条第3号に定める日の属する月分以降の遺族扶助料の年額（第7条の2第1項の規定により加算される額を含む。以下この条において同じ。）は、この条の規定の適用がないものとした場合におけるその年額が国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和33

年法律第129号)第13条の2第1項に規定する控除調整下限額(以下「控除調整下限額」という。)を超えるときは、当該年額に10分の9を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。以下「調整額」という。)(調整額が控除調整下限額に満たないときは、控除調整下限額)とする。

(昭和42年度以後における退隠料及び遺族扶助料年額の改定に関する条例の一部改正)

第2条 昭和42年度以後における退隠料及び遺族扶助料年額の改定に関する条例(昭和43年尼崎市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条の39の次に次の1条を加える。

(平成26年4月分以降の遺族扶助料の年額の改定)

第2条の40 職員の遺族に支給する遺族扶助料については、平成26年4月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となっている給料年額に調整改定率(恩給法(大正12年法律第48号)第65条第2項に規定する調整改定率をいう。)を乗じて得た額(その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)を退職又は死亡当時の給料年額とみなして算出して得た年額(その額に、50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げる。)に改定する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(職権改定)

2 第1条の規定による改正後の尼崎市職員退隠料、退職給与金、死亡給与金、遺族扶助料条例特別取扱条例第7条の2第1項、第11条の5及び第11条の6の規定による遺族扶助料の年額の改定は、市長が

受給者の請求を待たずに行う。

(説 明)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 8 2 号

尼崎市職員の厚生制度に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の厚生制度に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 5 月 1 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の厚生制度に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の厚生制度に関する条例（昭和 5 5 年尼崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「及び貸付け」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（ 説 明 ）

厚生団体が行う貸付事業を廃止するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 8 3 号

尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する
条例について

尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 5 月 1 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する
条例

尼崎市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成 7 年尼崎市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「平成 1 6 年法律第 1 1 2 号」の次に「。以下「国民保護法」という。」を加え、「同法」を「国民保護法」に改め、「同じ。」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号。以下「新型インフルエンザ等対策法」という。）第 4 4 条」を加え、「、武力攻撃災害等派遣手当」を「武力攻撃災害等派遣手当、新型インフルエンザ等対策法第 4 4 条において準用する場合にあっては新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（ 説 明 ）

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）の施行に伴い、他の地方公共団体等から派遣された職員に新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を支給するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 8 4 号

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を
改正する条例について

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 5 月 1 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を
改正する条例

尼崎市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成 1 3 年尼崎
市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 公益財団法人尼崎健康医療財団

第 2 条第 1 項第 1 0 号を次のように改める。

(10) 公益財団法人ひょうご環境創造協会

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（ 説 明 ）

本市職員を派遣することができる団体の名称変更に伴い、条例改正
が必要であることから、本案を提出する。

議案第 8 5 号

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 5 年 5 月 1 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市職員の選挙業務特殊勤務手当に関する条例（平成 1 8 年尼崎市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「 1 , 7 8 4 円 5 5 銭」を「 1 , 7 6 0 円 5 4 銭」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（ 説 明 ）

選挙業務に係る基本手当額を変更するため、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 86 号

尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 5 月 15 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例の一部を改正する条例

尼崎市市税条例（昭和 25 年尼崎市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 33 条の 6 の 6」を「第 33 条の 6 の 7」に改める。

第 25 条第 2 項中「同条第 2 項」の次に「（法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

第 33 条の 6 の 2 第 1 項中「第 48 条の 9 の 1 1 第 3 項各号」を「第 48 条の 9 の 1 2 第 3 項各号」に改め、「、当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加える。

第 33 条の 6 の 5 第 1 項中「当該年度の前年度において第 33 条の 6 の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る特別徴収税額に相当する額」を「当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第 33 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の 2 分の 1 に相当する額（当該額に 100 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が 100 円未満であるときは 100 円とする。）」に改める。

第 33 条の 6 の 6 第 1 項中「ものとする」を削り、第 2 章第 1 節第 2 款中同条を第 33 条の 6 の 7 とし、第 33 条の 6 の 5 の次に次の 1 条を加える。

（特別徴収対象年金所得者が市外に転出した場合の取扱い）

第 33 条の 6 の 6 特別徴収対象年金所得者が当該年度の初日において市内に住所を有しない場合には、第 33 条の 6 の 2 の規定にかかわら

ず、当該特別徴収対象年金所得者の年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収しない。

- 2 前項の場合において、同項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から前条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収された年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額を第31条の納期のうち当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

第33条の8第5項中「第42条の9第4項」の次に「、第42条の12の3第5項」を加え、同条第10項中「の法人税割及び利子割」を削る。

第36条第6項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項及び第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業及び森林開発公団法の一部を改正する法律（平成11年法律第70号）附則第8条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和49年法律第43号。以下「旧農用地整備公団法」という。）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第89条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項及び第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業及び旧農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

附則第7項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第34項」に改め、附則第9項中「同条第10項」を「同条第9項及び第37項」に改め、附則第21項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改め、附則第24項中「附則第35条の2第6

項」を「附則第35条の2第5項、附則第35条の2の2第5項」に改め、「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第25条第2項の改正規定、第33条の6の2第1項の改正規定（「、当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加える部分を除く。）及び附則第24項の改正規定（「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項、附則第35条の2の2第5項」に改める部分を除く。）並びに付則第3項の規定 平成26年1月1日

(2) 附則第21項の改正規定 平成27年1月1日

(3) 第33条の8第10項の改正規定 平成28年1月1日

(4) 目次の改正規定、第33条の6の2第1項の改正規定（「、当該年度の」の次に「初日の属する年の」を加える部分に限る。）、第33条の6の5第1項の改正規定、第33条の6の6第1項の改正規定及び第2章第1節第2款中同条を第33条の6の7とし、第33条の6の5の次に1条を加える改正規定並びに次項の規定 平成28年10月1日

(5) 附則第24項の改正規定（「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項、附則第35条の2の2第5項」に改める部分に限る。）及び付則第4項の規定 平成29年1月1日

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第33条の6の5第1項及び第33条の6の6の規定は、平成28年10月1日以後の尼崎市市税条例第26条第1項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について適用し、同日前の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収については、なお従前の例による。

- 3 この条例（第25条第2項の改正規定及び附則第24項の改正規定（「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項、附則第35条の2の2第5項」に改める部分を除く。）に限る。）による改正後の尼崎市市税条例第25条第2項及び附則第24項の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 この条例（附則第24項の改正規定（「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項、附則第35条の2の2第5項」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の尼崎市市税条例附則第24項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 改正後の条例第33条の8第5項の規定は、平成25年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（説 明）

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）の制定等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 87 号

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
について

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 5 月 15 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

尼崎市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年尼崎市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 7 号ア中「を含む」を「（規則で定める者を除く。）を含む」に改める。

第 3 条第 1 項第 5 号中「前年」の次に「（当該母子家庭の母等に対する療養の給付等が行われた月が 1 月から 6 月までの場合にあっては、前々年）」を加える。

第 4 条第 1 項中「（生徒にあっては、入院療養に係るものに限る。）」を削り、同項第 3 号ア(イ)中「切り捨てる」の次に「。次号アにおいて同じ」を加え、同項第 4 号を次のように改める。

(4) 生徒 次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 入院以外の療養である場合 被保険者等負担額に 3 分の 1 を乗じて得た額

イ 入院療養である場合 被保険者等負担額

第 7 条第 1 項中「（生徒に対するものを除く。）」を削り、同条第 2 項中「（生徒を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同条第 3 項を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市福祉医療費の助成に関する条例第 4

条第1項及び第7条の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(説 明)

兵庫県のごども医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 88 号

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例について

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 5 月 15 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

尼崎市保健衛生関係事務手数料条例（平成 12 年尼崎市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 14 号アからオまでの規定中「動物取扱業」を「第 1 種動物取扱業」に改め、同号ケ及びコ中「ねこ」を「猫」に改める。

付 則

この条例は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

（ 説 明 ）

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 79 号）の制定に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 89 号

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 25 年 5 月 15 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

尼崎市国民健康保険条例（昭和 34 年尼崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条第 1 項第 3 号中「又はイに定めるところにより算定した」を「からウまでに定める」に改め、同号ア中「イ」の次に「及びウ」を加え、「第 16 条」を「、第 16 条」に改め、「の属する月以後 5 年を経過する月までの間に限り、同日」を削り、「が属する」を「の属する」に、「当該世帯」を「以下「特定一般被保険者所属世帯」という。）で同日の属する月（以下「特定月」という。）以後 5 年を経過する月までの間にあるもの（当該特定一般被保険者所属世帯」に改め、「乗じて得た数」の次に「と特定一般被保険者所属世帯で特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの（当該特定一般被保険者所属世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の見込数に 4 分の 1 を乗じて得た数との合計数」を加え、同号イ中「ところにより算定した」を削り、同号にウとして次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定める額に 4 分の 3 を乗じて得た額

第 13 条第 3 項中「速やかに」を「速やかに、」に改める。

第 15 条の見出し中「の算定」を削り、同条中「総所得金額等に、」を「総所得金額等に」に、「算定する」を「得た額とする」に改める。

第 15 条の 2 の見出し中「の算定」を削り、同条中「第 13 条の規定により算定した」を「第 13 条第 1 項第 2 号に定める」に改める。

第 15 条の 2 の 2 の見出し中「の算定」を削り、同条中「次に」を「次の各号に」に、「当該号」を「当該各号」に改め、同条第 1 号中「次号」の次に「及び第 3 号」を加え、「ところにより算定した」を削

り、同条第2号中「当該世帯」を「以下「特定退職被保険者所属世帯」という。）で特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該特定退職被保険者所属世帯に改め、「ところにより算定した」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 特定退職被保険者所属世帯で特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該特定退職被保険者所属世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第13条第1項第3号ウに定める額

第15条の3の4の見出し中「の算定」を削り、同条中「総所得金額等に、」を「総所得金額等に」に、「算定する」を「得た額とする」に改める。

第15条の3の5第1項第3号中「又はイに定めるところにより算定した」を「からウまでに定める」に改め、同号ア中「イ」の次に「及びウ」を加え、「第16条」を「、第16条」に改め、「乗じて得た数」の次に「と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数との合計数」を加え、同号イ中「ところにより算定した」を削り、同号にウとして次のように加える。

ウ 特定継続世帯 アに定める額に4分の3を乗じて得た額

第15条の3の7の見出し中「の算定」を削り、同条中「総所得金額等に、」を「総所得金額等に」に、「算定する」を「得た額とする」に改める。

第15条の3の8の見出し中「の算定」を削り、同条中「第15条の3の5の規定により算定した」を「第15条の3の5第1項第2号に定める」に改める。

第15条の3の9の見出し中「の算定」を削り、同条中「次に」を「次の各号に」に、「当該号」を「当該各号」に改め、同条第1号中「次号」の次に「及び第3号」を加え、「ところにより算定した」を削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 第15条の2の2第2号に掲げる世帯 第15条の3の5第1項第3号イに定める額

第15条の3の9に次の1号を加える。

(3) 第15条の2の2第3号に掲げる世帯 第15条の3の5第1項第3号ウに定める額

第15条の6の見出し中「の算定」を削り、同条中「総所得金額等に、」を「総所得金額等に」に、「算定する」を「得た額とする」に改める。

付則第8項（見出しを含む。）中「平成25年度」を「平成26年度」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市国民健康保険条例第13条第1項第3号、第15条の2の2、第15条の3の5第1項第3号及び第15条の3の9の規定は、平成25年度以後の年度分の保険料について適用し、平成24年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（説 明）

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第39号）等の施行に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 90 号

物件の買入れについて

物件を次のとおり買入れるため、議決を求める。

平成 25 年 5 月 15 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- 1 買入れの目的 消防力を強化し、人命救助等の消防活動を迅速かつ的確に行うため。
- 2 買入れの物件 30m はしご付消防自動車 1 台
- 3 買入れの方法 随意契約
- 4 買入れの金額 162,750,000 円
- 5 買入れの相手方 大阪市生野区小路東 5 丁目 5 番 20 号
株式会社モリタ 大阪支店
支店長 平 田 隆 吉

(説 明)

30m はしご付消防自動車を買入れるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案を提出する。

議案第 9 1 号

市道路線の一部廃止について

市道路線を次のとおり一部廃止するため、議決を求める。

平成 2 5 年 5 月 1 5 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

1 一部廃止しようとする路線

路 線 名	廃 止 区 間
南 清 水 5 号 松 ケ 内 線	塚口本町 8 丁目 1 - 3 5
	塚口本町 8 丁目 1 - 3 5

(説 明)

一般の通行も無く、廃止後の処分が可能な路線

・ 一部 廃 止 路 線 ： 南 清 水 5 号 松 ケ 内 線

以上の路線を一部廃止するため、道路法第 8 条第 2 項（同法第 1 0 条第 3 項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、本案を提出する。

(参 考)

市道路線の一部廃止図（別紙）

市道路線の一部廃止図 (S=1/1500)

